

## 公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。

令和4年3月10日

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官  
貝沼 諭

### 記

#### 1. 公募に付する事項

本業務は、「大規模データ収集・分析用資機材サーバ移設」について、下記「2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、契約予定者以外に本業務の実施を希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる申込者が1者以上あれば競争入札を行うものとし、当該申込者がなければ随意契約を行うことを予定している。

#### 2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。

(4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業者等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 公募説明書及び契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能であること。

#### 3. 公募手続等の問合せ先及び参加意思確認書の提出期限等

(1) 担当部局

東京都千代田区霞が関2-1-2  
中央合同庁舎2号館内 警察庁長官官房会計課調達係  
電話番号 03-3581-0141 内線2298

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和4年4月1日（金） 17時00分

上記（1）に同じ。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

(3) 公募参加者は、警察庁担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

#### 4. 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

#### 5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3（1）に同じ

(4) 資格等に関する書類は返還しない。

# 公 募 説 明 書

【大規模データ収集・分析用資機材サーバ移設】

警察庁長官官房会計課

## 項目及び構成

- 1 公募に付する事項
- 2 調達内容
- 3 参加資格
- 4 参加申込要領
- 5 参加申込者の義務
- 6 参加意思確認書の提出期限等
- 7 役務の仕様に関する資料の提出
- 8 その他

- |      |               |
|------|---------------|
| 別紙－1 | 契約書（案）及び仕様書   |
| 別紙－2 | 参加意思確認書       |
| 別紙－3 | 提出資料一覧表       |
| 別紙－4 | 暴力団排除に関する誓約事項 |
| 別紙－5 | 役務の仕様に関する資料   |

## 1 公募に付する事項

本業務は、「大規模データ収集・分析用資機材サーバ移設」の調達であり、下記参加資格を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

## 2 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
大規模データ収集・分析用資機材サーバ移設 1式
- (2) 調達件名の性質等  
仕様書による
- (3) 履行期限  
令和4年10月31日
- (4) 履行場所  
仕様書による

## 3 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級にそれぞれ格付けされているものであること。
- (4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) この公募説明書及び契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能であること。

## 4 参加申込要領

- (1) 参加申込者に要求される事項
  - ① この公募に参加を希望する者は、公募公告、公募説明書及び契約書（案）（別紙－1）を熟読の上、申し込まなければならない。この場合において、公募説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。  
ただし、参加申込締切後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
  - ② 契約書（案）（別紙－1）の内容を遵守できることを前提に申し込みすること。
  - ③ この公募に参加を希望する者は、参加意思確認書（別紙－2）及び提出資料一覧表（別紙－3）に基づき書類を作成・準備する。
  - ④ 本公告に示した公募に参加資格のない者、提出資料等に虚偽の記載をした者及び5の参加申込者の義務を守れなかった者は、当該品目の参加を無効とする。
  - ⑤ 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
  - ⑥ 提出された書類を公募参加資格の確認以外の用途で、提出者に無断で使用することはない。
  - ⑦ 一旦受領した書類は返却しない。
  - ⑧ 一旦受領した書類の差替及び再提出は認めない。
- (2) 暴力団排除に関する誓約事項  
公募参加者は、参加意思確認書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」（別

紙-4)に誓約したものとする。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の申込みを無効とする。

## 5 参加申込者の義務

- (1) この公募の参加にあたり、警察庁から提供した情報及び仕様書等一切の書類並びにこれらに基づいて乙が作成した文書・図面・見本・製品等について、第三者に開示・漏洩してはならない。
- (2) 警察庁担当者が求める説明及び文書の提出の要求に対して速やかに対応すること。

## 6 参加意思確認書の提出期限等

- (1) 参加意思確認書の提出期限  
令和4年4月1日 17時00分
- (2) 参加意思確認書の提出場所  
〒100-8974 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号  
警察庁長官官房会計課調達係  
電話番号 03-3581-0141 (内線) 2298  
郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限日までに必着すること。

## 7 役務の仕様に関する資料の提出

- (1) 資料提出  
仕様書の内容を確認し、下記提出期限までに役務の仕様に関する資料(別紙-5)を提出すること。提出要領は、4(1)④から⑧まで及び5に準ずるとともに、仕様を満たさないものは無効とする。  
応募要件を満たすと認められる申込者が1者以上あった場合は競争入札を行うものとし、当該申込者がなければ随意契約を行うことを予定している。
- (2) 提出期限  
令和4年4月1日 17時00分

## 8 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 問い合わせ先  
契約に関する事項  
警察庁長官官房会計課調達係  
03-3581-0141 内線2298  
仕様に関する事項  
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課  
03-3581-0141 (代表)

## 契 約 書 (案)

警察庁（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。) とは、  
次のとおり委託契約を締結する。

- 1 契約事項 大規模データ収集・分析用資機材サーバ移設
- 2 履行場所 仕様書のとおり
- 3 契約金額 ￥ . -  
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ . -  
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 4 履行期限 令和4年10月31日
- 5 契約保証金 徴収免除

## (契約の目的)

第1条 乙は、大規模データ収集・分析用資機材サーバ移設に関する役務（以下「作業」という。）を行い、甲は乙に対価を支払うものとする。

## (契約保証金)

第2条 乙は、この契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約保証金を現金又は国債をもって契約締結の際、甲に納めなければならない。

## (作業の内容)

第3条 作業の内容は、仕様書のとおりとする。

## (工程表)

第4条 乙は、仕様書に基づき、工程表を作成し甲に提出してその承認を受けるものとする。

## (再委託)

- 第5条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。
- 2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。

- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、この契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(遅延賠償金)

- 第6条 乙は、甲の指定する履行期限内に履行することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び履行見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。
- 2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査のうえ履行期限後に履行する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして履行期限の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を附して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。
  - 3 前項に規定する遅延賠償金は、履行期限の翌日から履行完了日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した額とする。

(契約の解除及び違約金)

- 第7条 甲は、自己の都合により、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
  - 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。
    - (1) 乙に、以下の事由が生じた場合
      - ① 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合
      - ② 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合
      - ③ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
    - (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
    - (3) 乙が第8条第1項に該当する場合
    - (4) 乙が第18条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
    - (5) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
  - 4 甲は、第2項及び第3項に該当する場合、違約金として未履行部分に相当する金額の

100分の10に相当する金額を乙より徴収する。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の徴収を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第8条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき又は同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第9条 乙は、次の各号に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償額の予定)として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合



において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することができる。

- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

#### （損害賠償）

- 第10条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し第7条第4項、第9条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害を賠償させることができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 乙は、第7条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日より30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
  - 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

#### （検査）

- 第11条 乙は、作業が完了した場合、甲に完了届を提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の完了届を受領したときは、その日から10日以内に立ち会いの上検査を行わなければならない。
  - 3 前項による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示にしたがい、遅滞なく訂正し、再度検査を受けなければならない。
  - 4 検査に必要な費用は乙の負担とする。

#### （料金の支払）

- 第12条 乙は、前条の検査に合格したときは、適法な支払請求書を提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の適法な支払請求書を受領した日から、30日以内（以下、「約定期間」という。）に、その対価を乙に支払うものとする。

#### （支払遅延利息）

- 第13条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

## (契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第14条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社（以下「信託会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意又は遵守させる義務を負う。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を保留する。

(2) 丙は、譲渡対象債権を第一項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、支出に関する事務を予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

## (秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、互いにこの契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を外部に漏らし、又は利用してはならない。第5条第1項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。

## (管轄裁判所)

第16条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

## (紛争又は疑義の解決方法)

第17条 この契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除条項)

第18条 暴力団排除に関する条項については、暴力団排除条項において定める。

(特記事項)

第19条 本契約に特記事項がある場合は、別添においてこれを定める。

2 本契約書本文と、本契約書に添付された仕様書、特記事項が抵触する場合は、仕様書、特記事項が優先する。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官  
貝 沼 諭

乙

## 暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び乙又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方（以下「再受託者等」という。）としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、本文第5条に定める事前承認後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を

解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官 殿住 所  
会 社 名  
代表者名 印

令和 年 月 日付で契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

## 記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始 10 日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他警察庁が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

## 再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下請負（再委託）をするにあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

## 記

- 1 次の何れにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
  - (1) 下請負（再委託）の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
    - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 下請負（再委託）の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

**※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。**

参加意思確認書

令和 年 月 日

警 察 庁 殿

所 在 地：

会 社 名：

代 表 者 名：

当社は、令和4年3月10日付け警察庁公告に基づく、下記の件名について、受注体制が整っておりますので、同公告に記載の内容を承諾の上、指名されることを希望いたします。

記

件名 大規模データ収集・分析用資機材サーバ移設

添付資料：提出資料一覧表



## 提出資料一覧表

提出日：

会社名：

担当者名：

連絡先：

- 1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）
- 2 役務の仕様に関する資料

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について参加意思確認書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
  - (1) 契約の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
    - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

役務の仕様に関する資料

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官 殿住 所  
会 社 名  
代表者名 印

令和4年3月10日付け公募公告の「大規模データ収集・分析用資機材サーバ移設」に係る役務の仕様に関する資料について、別添の書類等を提出します。

なお、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること、警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと、警察当局から暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと並びに添付書類等の内容については事実と相違ないことを誓約します。

また、本契約業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせないことを了承し、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部を第三者に再委託する場合は、契約書（案）別添「再委託承認申請書」により指定された期日までに提出し、事前に承認を得ることを誓約します。

## 記

履行が可能であることを証明できる資料 1部

\*再委託予定の有無 有 無

## 大規模データ収集・分析用資機材サーバ移設仕様書

### 1 概要

本仕様書は、大規模データ収集・分析用資機材サーバ移設について適用する。

### 2 履行期限

令和4年10月31日(月)までに全ての作業を完了すること。

### 3 関連仕様書

大規模データ収集・分析用資機材仕様書

### 4 移設場所

#### (1) 移設元

警察庁総合庁舎 1階機械室

#### (2) 移設先

警察庁が別途指示する東京都23区内の警察庁庁舎

### 5 作業内容

#### (1) 作業管理等

##### ア 作業員管理

契約業者は、作業責任者及び作業従事者の作業員名簿を作成し、警察庁の承認を得ること。作業員名簿を変更する場合も同様に、警察庁の承認を得ること。

##### イ 体制管理

#### (ア) 情報セキュリティを確保すべき履行体制

契約業者は、契約を履行する一環として契約業者が収集、整理、作成等した一切の情報が、警察庁が保護を要しないと確認するまでは、名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

警察庁が個別に承認した場合を除き、契約業者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約業者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約業者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

#### (イ) 契約業者、委託作業実施場所及び委託業務従事者に関する情報提供契約業者は、警察庁からの求めがあった場合に、契約業者の資本関係、役員等の情報、委託作業の実施場所に関する情報、委託業務の従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を提供すること。

##### ウ 作業計画

警察庁と協議を行い、本仕様書に基づく作業項目ごとに予定を示した工程表を作成し、警察庁の承認を得ること。

## エ 議事録作成

警察庁と協議した場合は、議事録を作成し、警察庁の承認を得ること。

## オ 作業予定表及び作業報告書の作成

作業日ごとに当該作業日の作業予定内容を記載した作業予定表を作成し、警察庁に提出すること。また、当該作業日に実施した作業内容等を記載した作業報告書を作成し、警察庁に報告すること。

## (2) 設計

ア 機器の設置及び搭載レイアウト、ケーブル敷設ルート、転倒防止措置の詳細について記載した設置詳細設計書を作成し、警察庁の承認を得ること。設置詳細設計書の作成に当たっては、イ項からオ項に示す要件を満たす設計を行うこと。

なお、設置場所及び分電盤の詳細については、警察庁が別途指定する。

イ 機器の設置レイアウトについて、免震床への荷重は次の規格値を超えないこと。

なお、荷重が規格値を超えるおそれがある場合は、荷重を分散させる措置を講ずること。

- ・フロアパネル(500mm×500mm) 1枚当たりにかかる荷重が2,000N以下であること。
- ・フロアパネル2枚×2枚(1㎡)当たりにかかる荷重が4,900N以下であること。
- ・フロアパネル8枚×6枚(12㎡)当たりにかかる荷重が16,600N以下であること。

ウ 本資機材を構成する機器のうち、サーバ機器、ストレージ機器及びネットワーク機器は、原則、ラックに搭載し、必要な転倒防止措置及び落下防止措置を施すこと。

## エ ケーブルの敷設及び接続

### (ア) 電源ケーブル等

本資機材を構成する機器への電源供給に必要な電源ケーブルを、既設の分電盤(AC100V)からラックまで敷設し、必要な口数を有するコンセントボックスを取り付け、本システムを構成する機器と接続すること。また、接地が必要な機器については、接地用のケーブルを敷設し、接続すること。

### (イ) 通信ケーブル

a 本資機材を構成する機器の間を接続するために必要なLANケーブル、ファイバチャネルケーブル等の通信ケーブルを敷設し、接続すること。

b 本資機材を構成するネットワーク機器と警察庁が別途指定するネットワーク機器を接続するために必要なLANケーブルを敷設し、接続すること。

なお、詳細は、警察庁が別途指定する。

c LANケーブルの色については、警察庁が別途指定する。

### (ウ) FM受信ケーブル

本資機材を構成する機器へのFMラジオ受信に必要な同軸ケーブルを、既設の端子板(FJ接栓)から時刻同期装置の設置箇所まで敷設し、接続すること。

## オ フロアパネルの加工

ラック等の固定又はケーブル立ち上げのため、必要に応じてフロアパネルに開口部を設けるなど加工を施すこと。

フロアパネルの仕様は、次のとおりとする。

- ・パネル素材：ケイ酸カルシウム板（ニチアス（株））
- ・パネル種類：M300A-0-Pタイル（Pタイル一体貼りタイプ）
- ・サイズ：500mm×500mm
- ・厚さ：25.5mm

(3) 搬入

- ア 本資機材の構成品を、4項の移設先作業場所に搬入すること。
- イ 搬入方法及び搬入日程の詳細については、警察庁と協議して決定すること。
- ウ 搬入作業における作業写真を撮影し、作業写真を利用して搬入作業結果報告書を作成し提出すること。

(4) 設置

- ア 設置詳細設計書に基づき、設置作業を行うこと。
- イ 設置作業における作業写真及び設置状況を確認できる設置状況写真を撮影し、作業写真を利用して設置作業結果報告書を作成し提出すること。また、設置作業結果報告書には、機器の設置及び搭載レイアウト、ケーブル敷設ルート、転倒防止措置等を記載した図面並びに設置状況写真を添付すること。

(5) 設定

本資機材の構成品に含まれるソフトウェアについて、警察庁と協議の上、設定及びテストを行うこと。

(6) テスト

- ア 警察庁が警察庁環境において実施するテストについては、次のとおりとする。
  - (ア) 警察庁が各機能のテストを行う。このテストにおいて、本資機材の構成機器の設定内容を確認する。
  - (イ) 本テストに必要なデータは警察庁が準備する。
- イ テストの実施方法については、表のとおりとする。

表 テストの実施方法

実施区分		テスト環境	テスト方法	テストデータの準備
警察庁	契約業者			
実施	支援	警察庁環境	・機能テスト ・運用テスト	警察庁

ウ 警察庁が行うテストについては、支援体制を確保し、テストに必要な設定、テスト終了後の機器調整等必要な支援を行うこと。

(7) その他

- ア 契約業者は、作業に必要な全ての資機材を用意すること。
- イ 契約業者は、作業が完了した後に、容易に目視確認等が出来ない箇所について、作業の過程において警察庁の確認又は立会いを受けること。
- ウ 移設工事期間及びテスト期間において、本資機材を構成する装置が障害等により使用できない状態となった場合は、契約業者により復旧させること。
- エ 5(2)項から5(6)項の各作業の完了後、実施結果報告書を作成し、警察庁に提出すること。
- オ 全ての作業完了後、別紙に示すとおり、該当書類の最新版を完成図書としてま

とめ、警察庁の承認を得ること。

## 6 一般的共通事項

### (1) 遵守事項

ア 作業に当たっては、本仕様書、電子計算機設置マニュアル、関係法規等を遵守の上、确实堅固・美観に留意して行うこと。

イ 作業に当たっては、既設物等に損傷を与えないよう十分な養生を行い、損傷を与えないよう留意すること。

ウ 作業中に、既設物等に損傷を与えたとき、また、作業従事者及び第三者に対して損害を及ぼしたときは、速やかに警察庁に報告するとともに、契約業者はその補償を行うこと。

エ 作業場所における作業時間は、原則として警察庁執務時間（9時30分から18時15分まで）とする。

なお、警察庁執務時間外に作業を行う場合は、事前に警察庁の承認を得ること。

オ 仕様書に明記されていない事項であっても、構造上必要な作業は、警察庁の指示により契約業者の負担において行うこと。

### (2) 機密保持、資料の取扱い

ア 契約業者は、業務上知り得た情報について、適切な管理をしなければならない。

イ 契約業者は、業務上知り得た情報について、本作業の目的以外で利用してはならない。

ウ 契約業者は、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

エ 警察庁施設・機械室等への入退室、機材・電磁的記録媒体等の持ち込み・持ち出し及び警察庁施設等における一時保管については警察庁が定める所要の手に従うこと。

オ 本契約の履行に当たり警察庁から提供された資料、データ、電磁的記録媒体等は、本契約の履行上不要になった場合には、速やかに返納、裁断、消去等の必要な措置により、復元不可能な状態にすること。

なお、返納、裁断、消去等の方法については、警察庁の指示を受けること。

カ 警察庁は、上記以外に本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を執るべきことを指示することができる。

### (3) 作業責任者及び作業従事者

ア 契約業者は、作業責任者を定め、作業場所での作業中、常に現場に派遣し、警察庁との連絡及び作業全般の責に当たらせること。

イ 作業責任者及び作業従事者は、作業場所において腕章及び契約業者の社章を着けること。

### (4) 作業場所の管理

ア 作業中は、火災、盗難、その他事故が起こらないよう十分注意し、常に資機材の整理を行うこと。

イ 作業により生じた廃材等は、契約業者が関係法令等に基づいて適切かつ速やかに処理すること。

- ウ 作業従事者の規律は厳重に保持すること。
- エ その他必要な事項は、警察庁の指示に従うこと。

(5) 疑義及び変更

作業中に疑義が生じた場合又は作業上支障が生じた場合における作業方法の変更は、全て警察庁の承認を得て行うこと。また、本仕様書の解釈について疑義が生じたときは、速やかに警察庁に連絡して指示を受けること。

(6) 業務の主たる部分の再委託禁止

次に掲げる作業は、本契約の主たる部分であるため再委託することはできない。

ア 本作業全体の統括

イ 7項の提出書類及び提出物の提出

7 提出書類及び提出物

(1) 提出書類及び提出物については、別紙のとおりとする。

なお、提出する電磁的記録媒体は契約業者が準備し、提出方法、種類等については警察庁と協議すること。

(2) 本システムの更改及び設定変更の作業に当たり、警察庁が今後、契約する業者に対し、当該業者の役務遂行に必要な範囲で、提出書類の利用を無償で許諾すること。

8 検査

- (1) 5項の作業内容について、履行期限までに警察庁検査官が検査を行う。
- (2) 検査で不合格となったものは、警察庁検査官の指示に基づき所要の作業を行い、再検査を受けること。
- (3) 検査に必要な準備は、全て契約業者が行うこと。
- (4) 検査中に疑義が生じたときは、警察庁検査官の指示に従うこと。

9 その他

本仕様書の別途指定する事項、関連仕様書及び電子計算機設置マニュアルについては、公募期間中に閲覧可能であるため、警察庁に問い合わせること。



## 大規模データ収集・分析用資機材サーバ移設仕様書 提出書類一覧

No.	仕様書関連項番	完成図書に 含む書類	提出書類	提出時期	提出方法
1	5(1)ア		作業員名簿	契約後、2週間以内	書面または電子データ
2	5(1)ウ		工程表	契約後、2週間以内	書面または電子データ
3	5(1)エ		議事録	協議後、5 執務日以内	書面または電子データ
4	5(1)オ		作業予定表	作業日の3 執務日前まで	書面または電子データ
5			作業報告書	作業実施後、5 執務日以内	書面または電子データ
6	5(2)ア	○	設置詳細設計書	設置作業初日の10執務日前まで	書面または電子データ
7	5(3)ウ	○	搬入作業結果報告書	搬入作業完了後、10執務日以内	書面または電子データ
8	5(4)イ	○	設置作業結果報告書	設置作業完了後、10執務日以内	書面または電子データ
9	5(7)エ	○	実施結果報告書	各作業完了後、5 執務日以内	書面または電子データ
10	5(7)オ		完成図書	検査実施日の5 執務日前まで	書面及び電磁的記録媒体